

次世代知財システム検討委員会でこれまでに出された主な意見 (技術革新により新たに生じる情報の取扱いに関する部分)

<AI の進展による知財制度への影響について>

- 人工知能で多くの知財を獲得したところが強くなる、短中期的には得をするという状況になるが、最終的には「そういうものに知財を認めてはダメだ」という、認めると崩壊するところに行き着くと思っている。この両者のバランスの中でどうするのかを考えなければいけない。(第1回)
- コンテンツが膨大になってしまう状況になると著作権制度は崩壊するだろう。もともと著作権は、コンテンツが希少で複製や流通の手段が限られていた時代に、無断コピーを防ぐことで収益を上げるための制度として意義があった。しかし、AI は近い将来に人間をはるかに凌駕するコンテンツを生み出し、それらを守る(著作権)制度はビジネスとして意味がなくなる。(第1回)
- 著作権には、著作物を保護することで創作を豊かにして流通を促進するという基本的な考えがあるが、今後、作品の裏に人がいるかどうかで保護されるのかが決まるのであれば、著作者は自分の著作物であることを意思表示しないと著作権の保護が難しくなると思われる。まずは著作物の利用のルールについて考えるべきではないか。(第1回)

<議論の対象について (AI 創作物) >

- AI が人間と同じくらい感動を呼ぶような芸術作品を作れる、というのはそうかもしれないが、例えば医療の現場でマシンラーニングを適用するにも一つ一つ手作業で作っており、AI が自ら病理診断をするなどと言うレベルには全く達していない。また、潜在物質をAI が作り出すということもあり得ない。よって議論をする際には、対象領域をある程度区切ったほうがいいのではないか。(第1回)
- 機械的に集積された情報について、コンピューターが自動的に集める前に人が考えている部分が相当程度あり、全く人の手を介さないのは稀のようである。保護するかどうかは別問題として、AI 創作物を一括りにしてしまってもよいのかは疑問。(第2回)
- コンテンツそのものに関し、日本が強いのは、萌えキャラ、ゆるキャラ、二次創作といったキャラクタービジネス。例えば美少女キャラの目の縦横比等も流行り廃りで好みが変わってきており、これらはAI で予想できると思う。もし、AI が人間より面白いコンテンツを作成できるようになると、クリエイターは売れなくなってしまう。そういうケアまでここで論じられれば面白い。(第1回)

- コンテンツのイメージの概念として、経済的取引の対象となるものが「狭義のコンテンツ」とあるが、経済的な取引の状況は立場や時代によって変わる。かつては GDP などの官庁の情報はマスメディアが発信することに意味があり、価値があったが、今は即座にインターネットに掲載されるので、意味付けをすることが出来ない限り、価値を創出することが出来ない。そのような中で日本が世界と戦う際は、緩やかな利用を広い意味では進めていく場合であっても、ここだけは守るべき、世界の中で勝っていける部分を見定めて、しっかり保護する必要がある。(第1回)

<AI 創作の前提となるビッグデータについて>

- IoT も日本国内にとどまらず、世界中でデータが行き交い利用されている。著作物と呼べるかは別として、日本にある程度データが入ってくるように、日本がデータリッチになるようにすることも必要。(第1回)
- 人の動きを見るような新たな価値創出を目指す時には、従来不要と思われていたデータも貯めておくことで価値が生まれる。例えば電子マネーの利用データは非常に有益なものになっているが、これらはほぼ自動的に蓄積されていく。こう考えた時に創作性とは一体何なのか疑問。機械的に集めただけでは独創性がないと言うが、機械的でも何を集めるのかということには独創性があり、重要なポイントである。(第2回)

<制度のあり方への示唆>

- AI との関係で創作者、人格権を考えるのは面白いがチャレンジングであり、今決めるのがいいのか将来決めればいいのかという問題もある。(第1回)
- どうすべきかを考える際には、経済活性化の観点、即ち、インセンティブ、動機づけになるような保護をするということが重要。イノベーション拡大の観点では、権利制限強化による利用促進が一つの方向だが、本当に重要な知財やアイデアの創出の動機付けとなる保護も必要。コンピューターによる自動生成物に対しては、動機付けのための仕掛けや権利は基本的には不要ではないか。(第1回)
- 著作物は、音楽、本という時代からプログラムという時代に入り、ビッグデータの時代に入った。同じテーマでそもそも建付けとして機能するのか、というところが根源的なところ。拡大解釈することでフィットインさせようとするところの難しさがあると思うので、違う制度を含め検討というのは構わないと思う。いずれにせよデータが全てという時代になったことは確か。著作権法では強すぎるというのであれば、こういうときはこれで守りましょうという議論ができればいいのではないか。(第3回)